

○非常用エレベーターの機能を確保するために必要な構造方法を定める件

(平成十二年五月三十一日)

(建設省告示第千四百二十八号)

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十九条の十三の三第十二項に基づき、非常用エレベーターの機能を確保するために必要な構造方法を次のように定める。

非常用エレベーターの機能を確保するために必要な構造方法を定める件

第一 非常用エレベーターのかご(構造上軽微な部分を除く。)は、不燃材料で造り、又は覆うこと。

第二 非常用エレベーターの昇降路の出入口の戸(構造上軽微な部分を除く。)は、不燃材料で造り、又は覆うこと。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。